

立命館大学生存学研究所著作物取り扱いに関する申合せ

2019 年 5 月 10 日制定

立命館大学生存学研究所

(目的)

1. 本申合せは、立命館大学生存学研究所（以下、「研究所」）の出版物等が適正にかつ広く利用されるため、研究所の出版物等に掲載された論文等の著作物の著作権とその利用について申し合わせるものである。

(研究所による複製権・公衆送信権の行使の許諾)

2. 研究所が発行する出版物等に掲載された論文等の著作物の著作権は著者に属する。

3. 研究所が発行する出版物等に掲載された論文等著作物のうち、著者が明示されている著作物の国内外における複製権および公衆送信権（以下、「複製権等」という）の行使は著者から研究所に許諾される。これにより、研究所は研究所ウェブサイト、各種のデータベースへの収載等の情報発信を行う。

4. 上記に該当する著作物について、著者は、著作物を投稿した時点で本申合せを了承したものとし、著作物の複製あるいはインターネット等による著作物の公開（以下、「著作物の複製等」という）を行う場合は、本申合せに従う。

5. 研究所が発行する出版物等に掲載された論文等著作物のうち、著者が明示されていない著作物の国内外における複製権等は、すべて研究所に帰属する。

(配布先が限定されている複製等)

6. 研究所が発行する出版物等に掲載された著作物は、教育・研究の目的であることが明確であり、かつ配布先が授業の受講者、研究会の聴衆、研究グループ、研究助成機関・団体など特定の者に限定される場合は、複製等を行う者が当該著作物の著者であるかどうかに関係なく、出典を明示することを条件に、研究所への通知なしに複製等を行い、利用することができる。

(著者が複製等を行う条件)

7. 著者が、自らあるいは第三者を通じて、自らの著作物について著作物の複製等を行う場合は、著作物の出典として、研究所名称、出版物等誌名、当該号、ページ、ウェブ掲載の場合はウェブアドレスに言及し、著作物の原典が出版物等に掲載されているものであることを明記しなければならない。著作物の複製等において誤植・誤記の訂正や加筆などを行った場合は、その旨を明記しなければならない。複製等により著者に支払われる対価について、研究所は許諾された複製権等を理由に権利を主張してはならない。

(著者が論文集等への再録等を行う条件)

8. 著者は、第7項の条件を満たしていれば、自らあるいは第三者を通じて、研究所が発行する出版物等に掲載された著作物を新たに編纂される論文集に収録し刊行することができる。また、これにより著者に支払われる対価について、研究所は許諾された複製権等を理由に権利を主張してはならない。

(研究所が複製等を行う条件)

9. 研究所が、自らあるいは第三者を通じて、著作物の複製等を行う場合は、著者を含む研究所会員に広く利益をもたらすものでなければならない。また、著作物の複製等を行うことについて運営委員会の承認を得なければならない。

(複製等による研究所への収入)

10. 著作物の複製等により第三者より研究所に対価が支払われた場合は、研究所の収入とする。

(研究所が論文集等への再録を行う条件)

11. 研究所が、自らあるいは第三者を通じて、研究所が発行する出版物等に掲載された著作物を新たに編纂される論文集に収録し刊行する場合は、第9項に示された条件に加え、事前に著者に通知する。

(著者が第三者の著作権を侵害した場合)

12. 第三者の申し出等により、研究所が発行する出版物等に掲載された著作物が第三者の著作権を侵害していることが明らかになった場合、すべての責任は著者が負う。

(本申合せ以前の著作物)

13. 本申合せ以前の著作物（雑誌『生存学』、『生存学研究センター報告』等）については、掲載時にウェブ掲載許諾がとれてない等の事情がある場合を除き、研究所は本申合せに従って取り扱うことができる。ただし、本申合せ以前に研究所が発行する出版物等に掲載された著作物の著者から異議の申し立てがあった場合は、双方に不利益が及ばないための解決を協議する。

以上